

✚ 貨物概要

紡織用繊維製生地の中に電気発熱体を挟んで接着し、縁取り加工した床用敷物で、本品の上にカバーを付して使用するもの（本品単独での使用を前提とした製品ではない）で、輸入時にカバー無しで提示されるもの

材 質：（表面材及び裏材）ポリエステル製不織布

サイズ：176cm×176cm 厚さ：8mm

機 能：内部の電熱線に通電、発熱することにより表地が温まる

✚ 分類

関税率表第 5705.00 号（統計番号 5705.00-022）の人造繊維製の床用敷物

✚ 分類理由

本品は、関税率表第 57 類注 1 及び同表総説に記載されている床用敷物としての特性（例えば、厚さ、硬さ及び強さ）を有すると認められることから、上記のとおり分類されます。

✚ 分類のポイント

紡織用繊維製の電気カーペットで、本品の上にカバーを付して使用するもの（本品単独での使用を前提とした製品ではないもの）は、紡織用繊維製の床用敷物として、関税率表第 57 類に分類されます。

なお、表面材（上側）の材質・性状により分類が異なります。

（例）・表面材がフェルト製のもの：5704.90-200

・表面材が不織布製のもの：5705.00-022

（注）国際分類例規（5704.90/1、5705.00/1）参照

▲ ▲ ▲

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）